

番号	事業名	事業目的	①取組実績	②取組の成果	③取組の課題	③取組の課題を踏まえた実施方針	担当課	担当課	該当事業※
1	男女共同参画推進計画の推進	「きょうと男女共同推進プラン」男女共同参画推進計画に基づいた事業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現を目指す。	現計画である第4次京都市男女共同参画推進計画（平成23～令和2年度）に基づき、重点分野である「DV対策」及び「真のワーク・ライフ・バランスの推進」をはじめとした様々な事業を計画的に実施した。 また、現計画が期間満了となるため、第5次京都市男女共同参画推進計画を策定した。	本市が男女共同参画を推進するうえでの基本的な考え方を示す計画として、第5次京都市男女共同参画推進計画を策定した。策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな働き方や暮らし方、価値観を踏まえた内容とし、また、これまで別の分野別計画として策定していた「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を統合し、一体的に取組を行うようにした。	本計画の推進に当たり、さまざまな行政分野における施策に男女共同参画の視点を反映することが必要である。	各分野別計画等の策定・推進において、関係部局との連携の下、施策を融合しながら取り組む必要があることから、相互に連絡・調整を行い、計画の円滑かつ協力的な推進を図るための男女共同参画推進会議を活用する。また各部・室に1名の割合で、男女共同参画、真のワーク・ライフ・バランス推進員を任命し、研修会の開催のほか、各自の職域における男女共同参画に関する意識醸成及び業務への反映並びに真のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいく。	文市	共生社会推進室	男女
2	人権啓発サポート制度	市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を支援する。	令和3年度から、LGBT当事者を、講師としてリストアップし、学校、地域、企業等の要請に応じて、派遣することとした。 LGBT当事者の派遣実績：2件	LGBTの基礎だけでなく、講師の経験談を通じて、具体的な生きづらさや望ましい行動の事例等についても学ぶ機会を創出できた。	・LGBTに関しては、民間調査において、「LGBTについて知っているもの自分事化ができていない層が多いこと」や「支援したいが、自分に何ができるかわからない人が多いこと」が、明らかとなっている。	今年度は、LGBT等の方々を支援したいと考えている方向けのガイドラインとなる「アライサポートブック」を作成する予定であり、これらを、サポート制度の研修資料として提供し、企業等に活用いただくよう発信していく。	文市	共生社会推進室	職場づくり教育・啓発
3	コロナ差別に関する啓発	新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的取り扱い、誹謗中傷が社会的な問題となっている。一人一人が感染症を正しく理解し、互いを思いやり、共に乗り越えていこうとする機運を醸成するための啓発の取組を推進する。	令和2年度から市長メッセージ動画の発信やポスターの作成などに取り組んできたが、令和3年度は、市民を巻き込みながら、感染者や医療従事者等を差別するのではなく、互いを思いやり、共にコロナ禍を乗り越える機運を醸成する取組を進めてきた。 ＜実績＞ ・市民しんぶん8月1日号（7月20日発行）に巻頭特集「コロナ禍の今、わたしたちができること」を掲載。 ・人権総合情報誌「きょうと☆COLORvol.15」（8月16日発行）に企業の取組を紹介する記事を掲載。（約13、500部発行） ・京都府情報誌に「新型コロナウイルスの接種に関する差別の防止について」の特設ページを開発し、ワクチン未接種者に対する不当な差別を行わないよう呼びかけを実施。 ・市民からシトラスメッセージを募集し、応募のあった131作品を活用し、様々な広報媒体において、広報の対象として主に想定する層に応じたメッセージにより効果的に啓発を実施。（11月以降） ・新型コロナウイルスを接種していない方に対して、接種の強制や、不当な差別的な取扱いをすることは許されない旨の啓発チラシ作成し、配布（3月中旬）【約10、000部】	実際の差別事例やシトラスプロジェクトについて掲載した「市民しんぶん8月1日号」への感想には、「実際にこのような差別が起こっていると記事を読んで知った。何気ない言動が相手を傷つけてしまうことがわかりやすかった。」や「シトラスプロジェクトは、コロナ禍で気持ちが悪く感じている中、これまで以上に思いやりを持ってとうと思える素敵な取組だと思った。」等、好意的な感想が多く寄せられた。 また、シトラスメッセージ募集では、自分事として考えられたあたたかいメッセージが多く寄せられた。	・令和3年において、法務局の人権擁護委員に相談があり、新規に救済手続きを開始した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害事件の数は、前年から57件増加し、232件であった。相談の中でも、労働関係事案、強迫・強要事案が増えている。 ・コロナ等感染症に起因する差別等については、新しい情報が出てくるたびに差別的取扱いの内容も変化するため、状況に応じて啓発内容も柔軟に変えていく必要がある。	引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する人権相談、労働相談の窓口の周知に努めるとともに、相談事例を踏まえ、必要な啓発に取り組む。	文市	共生社会推進室	感染症
4	人権資料展示施設（ツラッティ千本、朝顔銀行記念資料館）の運営	市民に対して関心と問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る啓発施設として、人権資料展示施設「ツラッティ千本」及び「朝顔銀行記念資料館」を運営する。	常設展：地域の歴史、文化や生活資料等を中心とした展示。年間を通して開催特別取組企画展：特別の人権課題をテーマとし、年1回ずつ開催 人権研修：希望する来館者（団体）に対する人権研修 また、ツラッティ千本は、子育て支援や人権啓発、芸術活動などの6施設※を集約し、地域の新たな「子育て・人権・文化芸術の拠点」として、令和3年度に開設された。 ※ツラッティ千本、北いさい市市民活動センター、京都市楽只児童館、京都市楽只保育所、HAPSスタジオ天守アートKYOTOアトリエ	・年間来館者数 ツラッティ千本 669人（R3年度）【R2年度：1,163人 R元年度：2,609人】 ・年間受講者数 ツラッティ千本 320人（R3年度）【R2年度：257人 R元年度：1,989人】 ※ ツラッティ千本は「ふれあい共生館」という複合施設に移転したことで、様々な目的で館を訪れる方に、施設の存在を知っていただく機会が増えた。	・新型コロナウイルス感染症の流行前より、ツラッティ千本は「ふれあい共生館」に移転したことで、様々な目的で館を訪れる方に、施設の存在を知っていただく機会が増えた。	ツラッティ千本は複合施設である「ふれあい共生館」（元楽只小学校校地）への移転を契機に、朝顔銀行記念資料館は令和4年度に予定している耐震改修等工事による建物の整備及び令和5年度から京都市立芸術大学の敷地内に位置することになることを契機に、これまで以上に地域の内外の方々から支持される施設を目指す。	文市	共生社会推進室	教育・啓発
5	心の居場所づくり推進事業	子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと学び育つ環境を整える。	※改善内容は、下線箇所 1学びのパートナー学生ボランティアの活用（49名（小学校31校32名、中学校13校15名、義務教育学校1校2名）を配置） 2「洛風中学校」「洛友中学校」の教育充実と「ふれあいの絆4条大宮学習室」の再編 3「咲く21・絆」の取組実施（12校） 4フリースクールと連携した不登校対策の実施 5「ふれあいアテンド利用者」計53名） 6不登校相談支援センターの運営 7児童生徒支援連携推進会議の実施 8スクールカウンセラーの配置 令和3年度、全京都市立学校244校（小学校153校、中学校64校、義務教育学校8校、高等学校11校、総合支援学校8校）に配置。 9スクールソーシャルワーカーの配置 令和3年度、77校（小学校57校、中学校9校、義務教育学校8校、定時制高校3校）に配置。（教育委員会に派遣員SSWを1名配置）	長期的に不登校の傾向にある子どもたちが活躍する場として市内に5か所に設置している「ふれあいの社」について、令和3年度から、四条大宮学習室を、対人的不安や緊張が比較的高い子どもにニーズに応えるために、「週1日・1時間程度」の通所が可能となるよう、新たに「個別コース」を設け、3コース（1日学習・活動コース、半日学習コース、個別コース）に再編し、SIGA舗末（市立小中学校の児童生徒に申し入一台配布しているタブレット端末）による学習活動を実施。 不登校の子どもたちの多様なニーズに応じた支援を行うことで、子どもたちの心の居場所づくりを行っている。	1学生ボランティアの不足。 3学校からの申請が少ない。	1については、大宮への学生ボランティアの募集についての新たな取り組みを行う。 3については、事業趣旨に沿った申請が少ないため、令和3年度末で事業を廃止する。	教育	生徒指導課	子ども
6	養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業	何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進、委託後の里親への相談等支援など、里親に対する支援を総合的に推進する。	○里親への包括的な支援（普及啓発・リクルート、トレーニング（研修）、マッチング・委託後の支援） ・里親経験者による講演会や里親制度の説明会等の実施、制度に関するポスター及びチラシ作成、里親月間（10月）における広報誌等によるPR活動、YouTubeによる広報動画配信（YouTubeインストリーム広告）、地下鉄東西線において里親広告の掲示 ・里親の登録研修、施設実習の実施 ・里親相互の交流支援 ・里親家庭等への相談支援の実施 ・里親世帯を対象とした自立支援・奨学金等制度説明会の実施	・里親制度説明会について、令和2年度は出前講座として3回実施したものを、令和3年度は、里親登録基礎研修を兼ねた説明会として、（4・5月を除く）月1回のペースで各行政区で実施。里親登録希望者だけでなく、里親制度に興味のある市民であれば誰でも参加可能としたこともあり、延べ1102名の参加があった。 ・里親相互の交流支援（里親サロンの開催（9回）、交流会（1回）の開催） ・里親家庭への訪問相談（委託里親世帯：173件、未委託里親：117件）、レスパイト事業の実施 ・「交流支援」や「訪問相談」を行うことで里親の悩みの聞き取りや必要な支援につながることでできた。 ・里親世帯を対象とした自立支援・奨学金等制度説明会を実施することで、里親世帯に高校卒業後の進路展望を広げてもらうための情報提供等を行うことができた。	・里親制度説明会参加者をどのように里親新規登録を促進させるようにリクルートできるかが課題である。 ・啓発活動では、多くの人の目に入るようパネルやのぼり旗を活用したが、より立ち止まって話を聞いてもらえるよう工夫が必要である。 ・交流会等は、参集で実施予定であったものは、新型コロナウイルスの影響により自粛または縮小して実施した。里親同士との交流の場を求めるとともに、実施方法の検討が必要である。 ・里親世帯に対する里子の自立に向けた支援の充実	・里親が子どもを養育するにあたり、多くの支援者がいることや、支援体制について知ってもらう機会を設ける。 ・里親制度がより身近な制度であると理解してもらうべく、出前講座やミニ制度説明会等の実施。 ・啓発活動では、パネルやのぼり旗で目立つような形で展示を継続しつつ、手に取ってもらうやすいサイズのグッズ等の制作を検討。 ・交流会等の実施形態について、オンラインの活用等の新しい形での開催を検討。 ・里親世帯を対象とした自立支援・奨学金等制度説明会の継続実施	子育て	児童福祉センター	子ども

7	障害者の就労支援対策	<p>障害のある人が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに即して、生涯にわたって継続的に支援することが必要である。そのため、「福祉」、「教育」、「企業」の融合・連携を図り、総合的視点から障害のある人の就労支援を推進する。</p>	<p>○障害者就労支援プロモート事業 【障害福祉施設利用者及び支援者を対象としたスキルアップ研修】 「精神・発達障害の特性と職業的課題について～基礎～」など 8回/141名 【企業研修・セミナー等】 「障害のある人と共に働き活躍する共生社会に向けた地域企業の障害者雇用に関連する取組 意見交換会 など」 12回/139名 【企業向けアンケート】 「地域企業の障害者雇用に関連する取組アンケート調査」 回答企業数：56社 ○京都市障害者就労支援推進会議 ・京都市障害者就労支援推進会議及びその部会を計7回開催 ○障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 ・職場実習：26職場/26名 ・チャレンジ雇用：3職場/3名 ○障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業 ・3社が事業を活用し、うち1社が令和4年1月に1名を雇用。 ○京都市障害者職場定着支援等推進センター事業 ・相談支援件数：11、842件 ○重度障害者等就労支援特別事業 ・支給決定者数：7名</p>	<p>○重度障害者等就労支援特別事業 常時介護を要する方へのヘルパー派遣や外出支援等を行う重度訪問介護等の障害福祉サービスについては、経済活動（就労）中の支援が認められておらず、就労支援の一環として、通勤や働く際に必要となる介助等の支援の任り方が重要な課題となっていた。 本事業を実施することで、当該対象者が就労を継続するうえで必要不可欠な支援（障壁吸引や休日の変換、安全確保のための見守り、移動の介護等）等の障害福祉サービスに相当する費用の助成を行い、重度障害のある方等の就労支援を図った。</p>	<p>コロナ禍において、障害のある人の就労を取り巻く情勢は日々変化する。 令和3年度に開催した「第20回京都市障害者就労支援推進会議」では、関係機関・団体等からコロナ禍において、企業実習等の機会の減少等、就労支援の困りごとが共有された。 今後、このような課題に対して、関係機関・団体で連携した取組を具体的にどのように進めていくかが課題である。</p>	<p>引き続き、「京都市障害者就労支援推進会議」及びその部会での、関係機関・団体等と連携した取組の推進や「京都市職場実習・チャレンジ雇用推進事業」において、京都市役所での実習機会の提供等、障害のある人の就労機会の創出や賃金向上に向けた取組を推進する。</p>	保福	障害保健福祉推進室	障害のある人
8	再犯防止推進事業	<p>罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の社会復帰を促進する取組を行うことにより、やり直すことができる社会と新たな犯罪被害者を生み出さない安心・安全なまちづくりを推進する。</p>	<p>京都市再犯防止推進計画に基づき、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を、住居・就労の確保に向けた支援や保健医療・福祉サービスの利用につなぐ等、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進した。 また、重点推進施策として主に以下の事業に取り組んだ。 ○刑務所出所者等に対する支援として、福祉的支援につなぐ調整をより円滑にし、切れ目のない支援を推進するため、本市として、刑事司法関係機関等（刑務所、保護観察所、地域生活定着支援センター等）が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるよう、更生支援相談員を新たに配置した。 ○ハンドブック「つなぐつながる」について、矯正施設や保護観察の現場で配布（312部）するとともに、令和4年3月に市域マップ、積み込みメモの追加等の改訂を行った。 ○「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等支援事業補助金」を創設し、生きづらさを抱える若年者への居場所提供や就労支援、専門家によるセミナーの実施等を行った民間団体（2団体）に補助金を交付した。</p>	<p>○更生支援相談員が刑事司法関係機関等をサポート（相談や情報共有のための協議件数：120件）することで、適切な福祉関係機関等につなぐケースがあった。また、刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催（オンライン、2回）を通じて、刑事司法関係機関、本市関係機関等のスキルアップと顔の見える関係づくりにつながった。 ○ハンドブック「つなぐつながる」の配布により、対象者が住居の確保や福祉サービスの利用等につながりやすい環境整備を進めた。また、ハンドブックをより使いやすくするため、現場で配布していたいている方々からの意見を踏まえて、改訂を行った。 ○新型コロナウイルスの影響により、居場所の取組が制限された。また、本補助制度を契機に新たに再犯防止の取組をはじめた民間団体においては、そもそも対象者と出会うことが難しいといった課題があった。加えて、補助金の制度が居場所づくり事業に偏重していたため、新型コロナウイルスの影響で居場所が開催できない期間があったり、民間団体の特性を活かしづらいといった課題があった。</p>	<p>○新型コロナウイルスの影響により、研修会をオンラインで開催したため、顔の見える関係づくりの効果が薄かった。 ○ハンドブック「つなぐつながる」の配布先について、これまで取り組んでいた矯正施設や保護観察の現場等における配布に加え、矯正施設への入所に至らない段階等にも拡大して配布することにより、より多くの対象者にハンドブックを活用してもらえるように環境整備を進める必要がある。</p>	<p>○新型コロナウイルスの流行状況を考慮しつつではあるが、研修会の対面実施や刑事司法関係機関の施設見学等を通じて、より顔の見える関係づくりを進めていく方針 ○ハンドブック「つなぐつながる」について、京都地方検察庁や大阪矯正管区等と連携し、矯正施設への入所に至らない段階の方々の配布や、配布する矯正施設を拡大する方針 ○再犯防止に取り組む民間団体と刑事司法関係機関等との連携強化に努める。また、補助金の制度を見直し、補助対象団体がより効果的に事業を行えるようにする方針</p>	保福	保健福祉総務課	更生
9	「人権相談ナビ」の作成	<p>人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口へ相談ができるよう、相談・救済に係る機関、制度等の周知を図る。</p>	<p>市内の相談・救済に係る機関、制度等をまとめた「人権相談ナビ」（各所管課等で印刷されている。相談窓口に関するチラシやリーフレット等を当座で取りまとめ、母子状にしたもの）を作成し、区役所・支所など市民の方が訪れる施設に配架した。</p>	<p>約200冊各区役所・支所、市政総合案内所、消費生活総合センター、京都市男女共同参画センターなど市民の方が人権上の問題に関して相談に訪れることが想定される施設に配架した。配架先の施設の職員からは「良いツールを作ってもらった」と好評を得ている。</p>	<p>このツールの存在を知らない職員がいるため、市民の方が相談に来られた際、適切な機関・窓口につなげない場合があること。</p>	<p>毎年、「人権相談ナビ」の更新のための全庁緊急時に、このツールに関する周知も図り、共生社会推進室のホームページ上に「人権相談ナビ」と同様の掲載を掲載していることも伝え、相談に来られた市民の方に適切な機関・窓口を案内できるように引き続き取り組む。</p>	文市	共生社会推進室	相談・救済
10	文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業	<p>文化芸術により社会課題や困難の緩和につながる、共生社会（誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合える社会）を実現するための基盤をつくる。</p>	<p>福祉施設等が文化芸術の取組に着手する際の相談事業「Social Work / Art Conference (SW/AC)」や、文化芸術と社会課題をつなぐコーディネーターの育成、京都市立芸術大学移転予定地の周辺地域を中心としたモデル事業のほか、令和3年度から、京都精華大学等との連携により、マイノリティの権利、特にSOGIをはじめとした（性の多様性）に関する知識と、それらを踏まえた表現理論のリテラシーを備えたアートマンスメント人材育成プログラム「1わたりしが好きになる人は、＼＃The people I love are」を実施した。</p>	<p>本事業で実施している調査の一環で、地域福祉や障害者福祉、男女共同参画など幅広い分野の中間支援組織とのつながりが構築できた。 また、福祉団体からの相談を受け、アーティスト等をコーディネートし、福祉団体の思いを反映した絵本が出版されるなど、取組の成果が音楽に形になっている。</p>	<p>京都への文化庁の全面的移転に伴う機能強化方針や市会の議決を得て策定した本市基本計画においても「文化芸術による社会包摂（社会的な困難を抱えている人々に、文化芸術に触れさせてもらう機会を拡充することで、社会参加の機会を増やし、その困難の緩和につながること）」が掲げられており、引き続き重要課題として取り組む必要がある。</p>	<p>今後も、共生社会の実現に向け、文化芸術による社会課題や困難の緩和に取り組んでいく。</p>	文市	文化芸術企画課	<p>女子ども 障害のある人 同和問題 多文化 難民 感染症 犯罪被害者 更生 ホームレス 児童虐待</p>